

令和8年度 工第18号

三ツ矢元町舗装復旧工事

特 記 仕 様 書

単価適用基準日: 令和8年8月31日

適用単価地区: 長浜土木事務所管内

長浜水道企業団

特記仕様書

契約番号 令和８年度 工第１８号
工事名称 三ツ矢元町舗装復旧工事
工事場所 長浜市三ツ矢元町

第１条 本工事の施工にあたっては、「一般土木工事等共通仕様書（令和７年１０月滋賀県）」（以下、「共通仕様書」という。）および「一般土木工事等共通仕様書付則（令和８年８月滋賀県県土整備部）」（以下、付則という。）および本特記仕様書によるものとする。

第２条 「公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律」の徹底を図り、適正な施工体制を確保するため、現場代理人および主任（監理）技術者と請負人との直接的な雇用関係の確認を行う。

- １． 現場代理人および主任（監理）技術者と請負人との直接的な雇用関係を確認できるもの（社会保険、雇用保険の写し等）を添付すること。
- ２． 専任の主任技術者および監理技術者は、入札執行日以前、３箇月以上の雇用関係にあること。
- ３． 現場代理人は他の工事と重複して従事することはできない。ただし、工事準備等の行為を含め工事現場が不稼働であることが明確である期間については常駐の必要はないが、現場のパトロールの実施と常に緊急時には速やかに対応できる体制を確保しなければならない。なお、現場代理人の常駐義務とは当該現場のみを担当しているだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在していることである。
- ４． 主任技術者の資格は以下のとおりとする。
 - （１）建設業法（第２６条）による主任技術者の資格は、以下のとおりである。
 - １）実務経験年数による場合は、経歴書を提出すること。

①大学卒〔指定学科〕	３年以上の実務経験
②高校卒〔指定学科〕	５年以上の実務経験
③そ の 他	１０年以上の実務経験
 - ２）資格等による場合は、資格者証の写しを添付すること。
 - ①建設業法「技術検定」
 - （２）建設業法（第２６条）による主任技術者の資格は、以下のとおりである。
 - １）実務経験年数による場合は、経歴書を提出すること。

①大学卒〔指定学科〕	３年以上の実務経験
②高校卒〔指定学科〕	５年以上の実務経験
③そ の 他	１０年以上の実務経験
 - ２）資格等による場合は、資格者証の写しを添付すること。
 - ①建設業法「技術検定」
- ５． 当該工事における現場代理人と主任（監理）技術者を兼ねることができる。
- ６． 現場代理人は、建設業法第７条第２号に定められた技術者（営業所における専任の技術者）でないこと。

第3条 長浜水道企業団の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

1. 受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他長浜水道企業団発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求又は業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
2. 受注者は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別紙様式第2号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。
また、請負者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。
3. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第4条 主任技術者又は監理技術者を選任すべき工事において専任を要しない期間

1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
2. 約款第30条第1項の規定に基づく完了した旨の報告を受け、監督員が完了確認した翌日から契約期間満了までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
なお、日程の都合上、契約工期満了後に検査が行われる場合は、契約工期満了後の監理技術者等の工事現場への専任を要しない。

第5条 本工事の施工にあたっては、環境に与える影響を十分認識し、適切な環境配慮を行うため特記事項を遵守し施工すること。

第6条 共通仕様書および付則に対する特記事項は、次のとおりとする。

記

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1-3 設計図書の照査等

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により長浜水道企業団契約約款第17条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとし、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

なお、受注者は、設計図書の照査を行わないで現場に着手してはならず、該当する事実がない場合でも、設計図書の照査に関する測量結果等の資料を監督職員に提出すること。

1-1-1-6 施工計画書

施工計画書の作成にあたっては、「施工計画書作成要領（案）」によるものとするが、下記事項及び共通仕様書により別途規定がある場合は、その内容を追記するものとする。

また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合も、同様とする。

ただし、当初請負代金額が250万円未満の工事については、「計画工程表」、「現場組織表」、「主要資材」、「緊急時の体制及び対応」及び「再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法」を提出するものとする。

1.（10）交通管理

受注者は、「施工計画書作成要領（案）」を参考に、必ずダンプトラック等の過積載防止対策について記載するものとする。

2.（13）再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

再生資源利用計画書等の作成について

受注者は、工事を施工する場合において、「土木請負工事必携（令和6年8月近畿地方整備局）9.建設副産物適正処理推進要綱、10.再生資源の利用の促進について」により、再生資源利用計画書等を作成し監督職員に提出するものとする。

なお、計画書は施工計画書に含めて提出するものとする。

1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、

工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額５００万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はコリンズ登録時に監督職員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が１０日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

１－１－１－９ 工事用地等の使用

受注者は、民地へ立入る場合、民地を工事用地にする場合には、必ず地権者および居住者の了解を得ること。

１－１－１－１０ 工事の着手

受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別な事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降３０日以内に工事着手しなければならない。

１－１－１－１１ 工事の下請負

共通仕様書において、「滋賀県の工事指名競争参加資格者である場合には」とあるのは「長浜水道企業団の建設工事競争入札参加資格者である場合には」と読み替えるものとする。

１－１－１－２０ 建設副産物

１．建設発生土の利用について

本工事に使用する埋戻し材については、購入土を使用する。

なお、建設発生土を使用するには品質が適正なものであるか確認のうえ使用するものとする。

ただし、下記に示すような土を使用してはならない

①ベントナイト、腐植土など膨張性・圧縮性の大きい土を含むもの

②含水比の高い粘土、粘性土（特に液性指数 $IL > 0.8$ ）

③シルトのように間げき水圧が増加しやすい土

また、使用する土について「道路土工 土質調査指針」（社団法人日本道路協会発行）に基づき土質調査を実施し、その調査及び解析結果を確認し監督職員に報告すること。

なお、工事着手前に再生資源利用計画書を作成し、完成時に計画の実施状況を監督職員に指定様式で報告すること。

２．建設発生土の処分について

(1) 自由処分

建設発生土の処分については、関係法令の遵守のもとに処分場所及び運搬経路等を受注者において選定し、適正に処分を行うこと。なお、発生土調書を監督職員に提出すること。

3. 建設廃棄物の処分について

工事着手時に再生資源利用計画書を作成し、完成時に計画の実施状況を監督職員に指定様式等で報告すること。

【建設副産物適正処理推進要綱】

(1) 再資源化施設への搬入

本工事から発生するコンクリート塊、アスファルトコンクリート塊及び建設発生木材（伐採材の枝葉、伐根材）は、最寄りの再資源化施設に搬入するものとする。

(再資源化への適切な措置)

再資源化等をする施設の名称及び所在地

廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入時間
アスファルト塊	(株)山豊	米原市岩脇 5 0 1 - 1	8 時 0 0 分～ 1 7 時 0 0 分

上表については、積算上の条件明示であり、再資源化施設を指定するものではない。

なお、受注者の想定する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

なお、建設廃棄物の処理にあたっては現場（作業所）に廃棄物処理責任者（支店には廃棄物処理総括責任者）を定めるとともに、下記書類を添付すること。

イ. 産業廃棄物処理委託契約書の写し

ロ. 産業廃棄物処理業許可証の写し

ハ. 再資源化施設への経路地図及び施設の写真

ニ. 再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）

また、運搬車両毎にマニフェスト（積荷目録）を発行し、搬出完了後はマニフェスト（D表）の写しを提出すること。

(2) 再資源化施設への搬入車両

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」改正に伴い、産業廃棄物収集運搬車に係る標示及び書面備え付けが義務づけられたことにより、別紙のとおり対応し、運搬車両毎に写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

4. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等への適切な措置

受注者は、工事に使用する特定建設資材および工事に伴い排出する特定建設資材廃棄物については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年度法律第104号）および「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年度法律第137号）を遵守し、分別解体等および再資源化等を実施するものとする。

・ 特定建設資材

コンクリート	現場打ちコンクリート（無筋コンクリート、鉄筋コンクリート、P C コンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート等）、無筋コンクリート二次製品
鉄およびコンクリートから成る建設資材	有筋のコンクリート二次製品（鉄筋コンクリート二次製品、P C コンクリート二次製品、鉄筋コンクリート二次製品、鉄骨鉄筋コンクリート二次製品）
アスファルト・コンクリート	アスファルト混合物
木材	木材製品

・ 特定建設資材廃棄物

コンクリート塊
アスファルト・コンクリート塊
建設発生木材

（１）対象建設工事の請負契約に係る書面の記載

受注者は別に定める様式に分別解体等の方法および解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称および所在地、再資源化等に要する費用を記載し、契約までに監督職員に説明を行い、同意を得ること。

（２）受注者は再資源化等が完了した年月日および再資源化等をした施設の名称および所在地、再資源化等に要した費用等を再資源化等報告書に記載し、監督職員に提出すること。

（建設廃棄物（特定建設資材廃棄物以外）の搬出）

本工事で発生する建設資材廃棄物（特定建設資材廃棄物以外）については、建設副産物適正処理推進要綱（平成１４年５月３０日改正）等の関係法令により適切に処理するものとし、次の再資源化施設等に搬出するものとする。

建設廃棄物（特定建設資材廃棄物以外）の種類	施設の名称	所在地	受入時間	摘要
対象無し				

上記については積算上の条件明示であり、再資源化施設を指定するものではない。

なお、受注者の想定する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

工事発注後に条件明示にない建設廃棄物が発生し、予定した条件によりがたい場合は、監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

5. 舗装の切断作業に伴う泥水の処理について

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

6. 建設副産物情報交換システムについて

本工事は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）の登録対象工事であり、受注者は施工計画書作成時、工事完了時および登録情報の変更が生じた際は、速やかに当該システムのデータ入力または更新を行うこと。

また、受注者は、COBRISにより出力した再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）を監督職員に提出するものとする。

（再生資源利用計画）

受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

（再生資源利用促進計画）

受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

1-1-1-25 施工管理

（舗装施工における現場密度試験）

本工事の舗装施工に伴い実施する現場密度試験回数については、下表のとおりとする。

施工面積	試験回数
1 0 0 m ² 未満	必要なし
1 0 0 m ² 以上 3 0 0 0 m ² 未満	1 0 0 0 m ² 毎に 1 箇所
3 0 0 0 m ² 以上	1 0 箇所

1-1-1-28 工事中の安全確保

（地下埋設物件の事故防止）

1. 受注者は、工事の施工にあたって予想される地下埋設物件は、管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置・深さを確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止

すること。

なお、保安対策の打合せを行ったときは、「立会打合せ調書」に立会者の押印を求め、特に監督職員から調書様式の指示がなければ、次の様式を用いて、調書の写しを監督職員に提出するものとする。

工事場所	自 市道 _____ 線 延長 m 至			打合せ内容
占有者 工事受注者	所属職名	立会者名	印	

2. 受注者の責により地下埋設物に損害を与えた場合は、すみやかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し、応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
3. 受注者は、埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については、占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。その結果未使用の管の処置を受注者が企業者より依頼を受けた場合には、文書によってその責任を明確にしておかなければならない。

(近接施工)

受注者は、配電線及び送電線等付近で作業をする場合は事前に関西電力(株)事業所等と事故防止対策について協議すること。

(道路付属物ならびに占用物件の処置)

受注者は、工事施工のために支障となる道路の付属物並びに占用物件がある場合には、その処置について予め設計図書に関し監督職員と協議するものとする。

(安全訓練等)

(1) 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

1. 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
2. 当該工事内容等の周知徹底
3. 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
4. 当該工事における災害対策訓練
5. 当該工事現場で予想される事故対策
6. その他、安全・訓練等として必要な事項

(2) 安全・訓練等に関する施工計画の作成

受注者は、工事の内容に応じた安全教育および安全訓練等の具体的な計画を作成し、施

工計画書に記載して、監督職員に提出しなければならない。

(3) 安全・訓練等の実施状況報告

受注者は、安全教育および安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

1-1-1-3 2 環境対策

(低騒音型・超低騒音型の使用)

- ① 本工事箇所は、特に生活環境を保全する必要がある地域であるので、施工にあたっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用すること。
- ② 本工事において表1-1-1に示す一般工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第247号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

ただし、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査照明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

表 1－1－1

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクターショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引拔機、油圧式杭圧入・引拔機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラー、振動ローラー ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上 260 kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの	

1－1－1－3 4 交通安全管理

(安全対策費)

安全対策については、交通誘導員を計上しているが、道路管理者及び所轄警察署との打合せの結果により変更等が生じた場合は設計図書に関しては監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び請負人にて特に必要と認めた場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(安全施設類)

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署並びに地元自治会と打合せを行い実施するものとする。

道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合、設計図書に関して協議するものとし、設計変更の対象とする。

(交通誘導員の有資格)

交通誘導員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合

せ結果、または、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

なお、交通誘導員AおよびBとは、公共工事設計労務単価に定める職種の定義による。

配置場所	交通規制対象工種	交通誘導員	編成	昼夜別	交替要員の有無
工事施工区間	舗装版破碎 不陸整正 表層工	2名／日	交通誘導員B	昼間	無

(交通安全法令の遵守)

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者および所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線および道路標示に関する命令（平成26年5月26日改正 内閣府・国土交通省令第1号）、工事現場における標示施設等の設置基準（平成26年10月1日一部改訂版滋賀県土木交通部）、道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

(工事現場における標示施設等)

受注者は、工事現場における標示施設等の設置基準（平成26年10月1日一部改訂版滋賀県土木交通部）に基づき、標示施設および防護施設の設置および管理をおこなわなければならない。

受注者は、工事標示板等の製作にあたって事前に「工事種別」および「工事内容」について監督職員の確認を受けなければならない。

別表様式 1 工事標示板



1-1-1-37 官公庁等への手続等

(支障物件等)

本工事区間内の支障物件は下表のとおりである。受注者は各企業と連絡を十分行うこと。
また、移設時期等を延期するような場合は設計変更の対象とする。

支障物件	管理者	位 置	企業者との協議	移設時期	工事方法	立会
対象無し						

1-1-1-42 保険の付保及び事故の補償

(法定外の労災保険の付保)

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

付則第1節 適用

(コンクリート用スラグ細骨材)

受注者は、コンクリートに使用する細骨材に、コンクリート用スラグ細骨材（JIS A5011）を使用する場合は、単位体積重量が、設計重量を超えることにより、設計上不利とならないように、設計重量以下となるように配合（混合）すること。

(塩化物総量規制)

受注者は、コンクリート中の塩化物総量規制については、「コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領（以下、「実施要領」という。）、Ⅰコンクリート中の塩化物総量規制」による他、次によるものとする。

- (1) 現場配合のコンクリートについても、レディーミクストコンクリートと同様とする。
- (2) 受注者は、容器その他の器具は、コンクリート中のアルカリ等に侵されずまた測定結果に悪い影響を及ぼさない材質を有し、塩化物の付着等がないように洗浄した後、表面の水分を取り除いたものを用いなければならない。
- (3) 測定記録

受注者は、策定結果は実施要領に示す様式により提出するものとする。

また、測定値を後日確認できるように計器の表示部等を測定ごとにカラー写真撮影して監督職員に提出するものとする。

(アルカリ骨材反応試験)

アルカリ骨材反応試験については、「コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領 Ⅰ－Ⅱアルカリ骨材反応抑制対策」による他、次によるものとする。

1. アルカリ骨材反応試験の結果、無害でないと判定された骨材を使用する場合は、次によるものとする。

(1) レディーミクストコンクリートを使用する場合

レディーミクストコンクリート生産者と協議して抑制対策の3項のうちどの抑制対策によるものを納入するかを決め、監督職員に報告するものとする。

(2) コンクリート製品を使用する場合

製造業者に抑制対策の3項のうち、どの抑制対策によっているのかを報告させ、監督職員に報告するものとする。

(3) 現場でコンクリートを製造して使用する場合

現地における骨材事情、セメントの選択の余地等を考慮し、抑制対策の3項のうち、どの抑制対策を用いるかを決めてから監督職員に報告するものとする。

2. 記録の保存

実施した対策および確認した結果はとりまとめて監督職員に提出するものとする。

1-3-3-2 レディーミクストコンクリート

本工事に使用するコンクリートは、JIS表示許可工場の製品を使用するものとする。

ただし、JIS工場以外の製品を使用するときは監督員の承諾を得なければならない。

コンクリートの規格は次のとおりとし、スランプの許容範囲は±2.5cmとする。

実施に当り変更したい場合は、監督員の承諾を得て変更することができる。ただし、設計変更の対象とはしないものとする。

生コンクリート 呼び強度	粗骨材の 最大寸法	スランプ	スランプの 許容範囲	水セメント比	備 考
対象無し					

第2編 材 料 編

第1章 一般事項

付則 第1節 適用

(再生資材の利用)

受注者は、下表のとおり再生資材を使用するものとする。

ただし、再生資材製造工場の都合等により下記の再生資材の使用が困難な場合については、設計図書に関し監督職員と協議するものとする。

資 源 名	規 格	用 途	備 考
再生密粒度アスコン	13mmTOP	表 層	

受注者は、再生資材を使用する場合は、以下により品質が適正なものであるか確認のうえ使用するものとする。

1. 上記再生資材を路盤材または舗装材として使用する場合は「舗装再生便覧」によるものとし、品質管理試験は、別表のとおりとする。

2. 再生クラッシャーランを基礎材として使用する場合は「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」によるものとし、構造物の立地条件を考慮して適正な品質の物を使用するものとする。

なお、河川に係わる工事（低水護岸等の水際耕作物）のコンクリートブロック張（積）、石張（積）の基礎材として使用する場合は、アスファルト塊の混入したものを使用してはならない。

3. 再生クラッシャーランを河川に係わる工事（低水護岸等の水際工作物）のコンクリートブロック張（積）、石張（積）の天端工及び胴込・裏込材に使用する場合は、アスファルト塊は不可とし、かつ、すり減り減量が50%以下の品質のものの使用する。

4. 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、れんが等の混入物を有害量含んではない。

〔別表〕

工 種	種 別	必要項目	試験項目	試 験 頻 度
アスファルト 再生骨材	材料		アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装再生便覧による
			旧アスファルト含有量	〃
			旧アスファルト針入度	〃
			骨材の微粒分量試験	〃
再生用 添加剤 (アスファルト系 及び 石油潤滑油系)	材料		動粘度	〃
			引火点	〃
			薄膜加熱後の粘度比	〃
			薄膜加熱質量変化率	〃
			密度	〃
			組成分析	〃
再 生 アスファルト	材料		針入度	〃
			軟化点	〃
			伸度	〃
			トルエン可溶分	〃
			引火点	〃
			薄膜加熱質量変化率	〃
			薄膜加熱針入度残留率	〃
			蒸発後の針入度比	〃
			密度	〃

受注者は、必要項目の選定及び頻度にあたっては監督職員と協議することとする。

なお、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された再生加熱合材を使用する場合は、付則第2編2-8-1一般瀝青材料の規定によることとする。

第2節 工事材料の品質及び検査（確認を含む）

（品質証明書等）

受注者は、工事に使用する材料のうち共通仕様書第2編第1章第2節表2-1-1以外の材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、JIS製品については、使用届を提出するものとする。

(その他の特記事項)

1. 損害賠償

工事施工に伴い、通常発生する物件等の破損の補修費および騒音・振動・濁水・交通障害等による事業損失に係る補償は、受注者の負担において行うものとする。

2. 地元説明

受注者は、地元説明において、施工方法・工程・交通対策・安全対策等について関係者が納得するまで十分説明し工事着手すること。安全対策については、工事途中において住民の意見等を聞きながら、見直し改善し、第三者の安全性を確保して実施すること

3. 交通安全対策

本工事施工区域において、十分交通安全対策については配慮し、各施工時には必要な保安施設および交通整理員を配置しなければならない。

- (1) 標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置するほか、警察等第三者との協議に基づき実施するものとする。
- (2) 通行止めによる施工箇所については、迂回路、工事期間、受注者名および施工主体名等、道路使用許可条件に付された内容を明示し、特に緊急連絡体制や夜間照明施設の保全体制を監督職員に提出のこと。
- (3) 工事施工にあたり、当該工事施工区間内である主要地方道および市道を対象として、工事車両の運行経路および掘削機械等の重機の使用計画を監督職員に提出するとともに、事前に書面等により道路管理者および周辺住民等に、了解を求めなければならない。
- (4) 冬期においては、積雪および凍結対策についても、十分対応しなければならない。
- (5) 工事の施行に当たっては道路交通法第77条による所轄警察署長の道路使用許可を得、許可条件を遵守すること。

また、施工箇所を通行する地元住民への事前広報を徹底し、理解を得ると共に、工事警戒標識等を十分に設置して各種事故防止に努めること。

4. 土曜閉庁における作業について

受注者は、工事实施の都合上、土曜日等に作業を行う場合は、共通仕様書第1編（1-1-1-38）によるものとする。

5. 資源の使用抑制について

本工事における工事用重機・車両等の使用にあたっては、アイドリングストップや効率的な運転を行い、省エネルギーに取り組むこと。

6. 配置技術者

(舗装施工管理技術者)

- (1) 受注者は、1級または2級の舗装施工管理技術者を配置するものとする。

(2) 舗装施工管理技術者は、受注者と直接的な雇用関係にあること。

また、その関係が確認できる資料（健康保険証の写し等）を現場代理人等届に添付して提出すること。

(3) 舗装施工管理技術者は、舗装工事（舗装工、路上再生工）の現場作業時において、工事現場に専任し、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

ただし、舗装工事の現場作業が行われていない期間は、工事打合簿等の書面によりその期間を発注者に対し明確にすることで、工事現場への専任を必要としないことができる。

7. 写真管理項目

タックコート及びプライムコートの施工は舗設後不可視となるため、対象工区全域の散布状況が確認できる写真を提出すること。

8. 路盤面の品質確保

プライムコートの施工後、剥離等により路盤面の安定が保てない状況が想定される場合は、砂の散布を行うなど品質確保に努めること。

9. 舗装修繕工

解放に伴い生ずる段差の処理について、摺付に使用した合材を次回の舗装に先だって取り除き、清掃してからでなければ次の舗装を行ってはならない。

10. 路盤解放

施工中の予期せぬ事態により、路盤での解放を余儀なく行う際は石材の飛散・段差処理による第三者への事故等無いように十分に配慮を行うこと。

11. 地積境界杭

工事区間に地積境界杭（ピン）があるか調査を行い、確認を行うこと。なお、杭等があった場合、施工前に監督職員および関係機関と復元方法を協議し、復元が必要な杭（ピン）については、控えと写真を撮り、施工後、直ちに復元すること。

12. バルブボックス等の高さ調整

本工事区間の水道バルブボックスおよびマンホール等の高さ調整が必要な場合は、請負人から工事着手前に監督職員および関係機関と立会し、高さ調整の施工を依頼すること。なお、高さ調整には時間がかかるため、日程の調整は監督職員および関係機関と事前に十分行うこと。

13. 安全対策

本施工範囲は、幼稚園バス通行ルートおよび小学校・中学校通学路である場合は、段差等生じる際は段差の明示を確実にすること。

14. その他

その他、本仕様書に記載なき事項については、監督職員の指示によること。